

## 議案第52号

### 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

#### 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(年金管理者)	(年金管理者)
第9条 略	第9条 略
2 次の各号の <u>いずれかに該当する者は、年金管理者となること</u> ができない。	2 次の各号の <u>一に該当する者は、年金管理者となることができ</u> ない。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
3 略	3 略
4 知事は、年金管理者が次の各号の <u>いずれかに該当する場合は、前条の規定により年金の支給を受ける者（以下「年金受給権者」という。）及び市町村長の意見を聴き、年金管理者を変更し、又はその指定を解除することができる。</u>	4 知事は、年金管理者が次の各号の <u>一に該当する場合は、前条の規定により年金の支給を受ける者（以下「年金受給権者」という。）及び市町村長の意見を聞き、年金管理者を変更することができる。</u>
(1) 年金管理者が次のいずれかに該当する場合で加入者が当該年金管理者を変更しないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。	(1) 年金管理者が次のいずれかに該当する場合で加入者が当該年金管理者を変更しないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。
ア及びイ 略	ア及びイ 略
ウ 第2項各号の <u>いずれかに該当する者となつたとき。</u>	ウ 第2項各号の <u>一に該当する者となつたとき。</u>
エ <u>加入者又は知事に退任の申出をしたとき。</u>	
(2) 略	(2) 略

(3) 年金管理者に管理させることが適当でないと認めるとき。

5 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、年金受給権者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認めるときは、年金受給権者及び市町村長の意見を聴き、年金管理者を指定することができる。

5 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、年金受給権者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認めるときは、年金受給権者及び市町村長の意見を聞き、年金管理者を指定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。